

東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(機構に推薦する候補者)</p> <p>第2条 機構に推薦する候補者は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生(以下「奨学生」という。)のうち、当該年度内に貸与期間が終了する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程第9条に定める採用時返還免除内定候補者として機構に推薦された者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 第一種奨学金の貸与終了時に在学する課程において特に優れた業績を挙げた者</u></p>	<p>本則</p> <p>(機構に推薦する候補者)</p> <p>第2条 機構に推薦する候補者は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生(以下「奨学生」という。)のうち、当該年度内に貸与期間が終了する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東京農工大学大学院 <u>(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)</u> における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程第2条第3号に定める採用時返還免除内定候補者として機構に推薦された者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者</p> <p><u>(2) 東京農工大学大学院(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程)における第一種奨学金の返還免除内定候補者の推薦に関する規程第2条第3号に定める返還免除内定候補者として機構に推薦された者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者</u></p> <p><u>(3) 第一種奨学金の貸与終了時に在学する課程において特に優れた業績を挙げた者</u></p> <p>(削る)</p>	<p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p> <p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p> <p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p> <p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p>

附 則 (令和4年10月19日規程第52号)  
この規程は、令和4年10月19日から施行する。